



松教学学第372号  
令和4年7月28日

松戸市学区審議会  
会長 恩田 忠治 様

松戸市教育委員会  
教育長 伊藤 純



### 令和5年度市立小学校通学区域の変更について(諮問)

松戸市学区審議会条例第1条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

#### 1 諮問事項

令和5年度市立小学校通学区域の変更について

- ①新松戸三丁目1番地の1に居住する児童の指定校を新松戸西小学校から馬橋北小学校へ変更する。
- ②日暮四丁目15番地の3～15番地の33に居住する児童の指定校を稔台小学校から河原塚小学校へ変更する。
- ③小山744番地に居住する児童の指定校を柿ノ木台小学校から矢切小学校へ変更する。

#### 2 諮問理由

本市では、入学する学校の指定に関する規則(昭和45年松戸市教育委員会規則第9号)(以後、「規則」という。)第2条第1項第1号及び松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程(昭和45年松戸市教育委員会訓令第2号)第2条の規定に基づき、居住する住所によって通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。

現在、定められている通学区域において、地域の宅地開発等により実状と乖離している区域が小学校に3区域あり、不都合が生じております。

児童が安全に通学するために、居住する児童の実状に即した学区へ変更するため、貴審議会の意見を求めるものです。